

V 補装具と日常生活用具等

1. 補装具費（購入借受・修理）の支給 身 難

失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入、貸与又は修理に要する費用について支給されます。利用者負担額（限度額まで定率1割）は、障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

なお、一定所得以上の場合や、支給決定前に購入された補装具については、支給対象外となります。

注意 …ただし、難病患者（児）については、難病の種別によって給付対象となる用具が異なります。詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

***印：介護保険の被保険者は、介護保険での申請になります。**

起立保持具・排便補助具は 18歳未満の人が対象です。

障がい別	補装具の種類
肢体不自由者（児）	義肢、装具（上肢・下肢・体幹装具）、姿勢保持装置、 車載用姿勢保持装置・ 起立保持具 ・ 排便補助具 *歩行器、*歩行補助つえ（1本つえを除く）、*車いす、*電動車いす
視覚障がい者（児）	視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者（児）	補聴器
内部障がい者（児） （心臓・呼吸器障がい）	*車いす
肢体不自由者（児）及び言語機能障がい者（児）	重度障がい者用意思伝達装置

【必要なもの】 ①医師の意見書（及び「処方」） ②見積書
③マイナンバーカード ④委任状（任意代理人の場合）

※原則として障がい者手帳交付後に申請できます。

18歳以上の人は障がい者自立相談支援センターの判定書、児童は指定育成医療機関の意見書が必要な場合があります。

2. 門真市難聴児補聴器給付等事業

対象者である軽度の難聴児に対し、補聴器購入及び修理に要する費用（基準価格）の3分の2が支給され、申請者が3分の1（100円未満は100円に切り上げ）を負担します。対象となる人は、市民税所得割額が、46万円未満の世帯又は生活保護受給世帯等で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上60デシベル未満のため、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳未満の人となります。

障がい福祉課に備え付けの医師の意見書が必要

※補聴器の購入及び修理の費用の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

3. 大阪府難聴児補聴器交付事業

身体障がい者手帳の交付の対象とならない中等度の難聴児に対して言語及び生活適応訓練を促進するため、補聴器を交付又は修理し、その福祉の増進を図ることを目的とします。

対象となる人は、両耳の聴力レベルが60デシベル以上の、身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴児です。大阪府が基準価格の3分の2、申請者が3分の1（100円未満切り捨て）を負担します。

ただし、申請者が生活保護世帯の場合は、全額大阪府が負担します。

※補聴器の給付や修理を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

補装具申請の流れについて

身体障がい者手帳所持者の装具の申請方法は、希望の用具によって異なります。ここでは、一般的な申請の流れを紹介します。

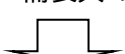
- ①障がい福祉課で「意見書」(及び「処方」)を受け取ります。
申請者は、希望する補装具の意見書(及び「処方」)を受け取ってください。補装具の種類によっては、意見書(及び「処方」)の提出が必要の無いもの(歩行補助つえ・視覚障がい者用安全つえ)もあります。



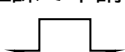
- ②「意見書」(及び「処方」)を医師に記入してもらいます。申請者は、医師へ意見書(及び「処方」)の記載を依頼して、必要書類をそろえてください。
※電動車いす、骨格構造義足の申請の場合は、大阪府での判定会への出席が必ず必要となりますので、意見書(及び「処方」)は必要ありません。



- ③医師の「意見書」(及び「処方」)に基づき、業者に「見積書」を作成してもらいます。補装具作製を希望する業者に見積を依頼してください。補装具の申請をする際の添付書類となります。



- ④「意見書」(及び「処方」)・「見積書」・「身体障がい者手帳」・「マイナンバーカード」・「委任状(任意代理人の場合は必要)」を添えて、障がい福祉課で申請してください。



- ⑤市から大阪府へ意見書(及び「処方」)と見積書を送り、その補装具の交付が有効かどうか、文書による判定を依頼します。



- ⑥概ね1箇月から2箇月で、大阪府から判定結果が返送されるので、有効と認められた場合は、「決定通知書」を郵送します。※補装具の購入・修理に係る自己負担額は、原則として費用の1割となります。ただし、課税状況に応じた月額負担上限が設定されます。



- ⑦「決定通知書」の決定に基づき、業者が補装具を作成(修理)し、申請者に引き渡します。申請者は、引渡し時に自己負担額を支払い、申請者が「交付券」に受領の署名をします。

○大阪府での文書判定を必要とするため、多少時間がかかりますので 予 めご了承ください。

4. 日常生活用具の給付・貸与 身 難 知 精

障がい者等が日常生活をより円滑に行うため必要に応じて日常生活用具を給付等します。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者又は障がい児の保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

※※印：介護保険の被保険者の人は、介護保険での申請です。 意印：意見書が必要です。

※脳原性運動機能障がい、上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱います。

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病（全て意）	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
* 特殊寝台 とくしゆしんだい			2級以上							意※備考	ねん 8年 154,000 円	うで あしとう くんれん 腕、脚等の訓練のでき る器具があり、頭部、 きく とうぶ 脚部の傾斜角度を個 べつ けいしゃかくど こ 別に調節できるもの ※寝たきりの状態の 人（18歳未満の人は 除く）
* 特殊マット とくしゆ			2級以上					療育A		意※備考	ねん 5年 70,000円	じよくそうぼうし しっきんどう 褥瘡防止、失禁等の おせんどう ぼうし 汚染等の防止ができ るもの じようじかいこ ひと 常時介護を要する人 （原則3歳以上）※寝 げんそく さいいじよう ね たきりの難病患者等 なんびようかんじやとう
* 特殊尿器 とくしゆにようき			1級以上							意※備考	ねん 5年 67,000円	じようじかいこ ひと 常時介護を要する人 （原則学齢児以上） げんそく がくれいじいじよう ※自力で排尿ができ じりき はいによう ない難病患者等 なんびようかんじやとう
にゆうよくたんか 入浴担架			2級以上								ねん 5年 82,400円	にゆうよくじ かぞくなどたにん 入浴時に家族等他人 かいじよ ひと の介助を要する人 （原則3歳以上） げんそく さいいじよう （1世帯1台のみ） せたい だい
* 体位変換器 たいいへんかんき			2級以上							意※備考	ねん 5年 15,000円	したきこうかんとうじ かぞく 下着交換等時に、家族 などたにん かいじよ よう 等他人の介助を要す ひと げんそく さいいじよう る人（原則3歳以上） ※寝たきりの難病患 ね ねんびようかん 者等 じやとう
* 移動用リフ ト いどうよう			2級以上							意※備考	ねん 4年 159,000 円	てんじようそうこうがた じゆうたくかい 天井走行型や住宅改 しゆう ともな のぞ 修を伴うものは除 げんそく さいいじよう く（原則3歳以上） せたい だい （1世帯1台のみ） ※下肢又は体幹機能 かしま たいかんきのう に障がいのある難病 しよう なんびよう 患者等 かんじやとう
くんれんよう 訓練用ベッ ド			2級以上							意※備考	ねん 8年 159,200 円	うで あしとう くんれん 腕、脚等の訓練のでき る器具があり頭部、 きく とうぶ 脚部の傾斜角度が個 べつ けいしゃかくど こ 別に調節可能 げんそく がくれいじいじよう （原則学齢児以上 18 さい みまん かしま たい 歳未満）※下肢又は体 かんきのう しよう 幹機能に障がいのあ なんびようかんじやとう る難病患者等
くんれん 訓練いす			2級以上								ねん 5年 33,100円	げんそく かぞく 原則、付属のテーブル つ げんそく さい を付ける（原則3歳 いじよう さい みまん 以上18歳未満）

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病（全て意）	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
入浴補助用具			7級以上							意※備考	8年 90,000円	設置に当たり住宅改修を伴うものを除く（原則3歳以上）※入浴に介助を要する難病患者等
便器			2級以上							意※備考	8年 手すり付き9,850円 便器のみ4,450円	取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く（原則学齢児以上）※常時介助を要する難病患者等
頭部保護帽			7級以上		平衡機能			療育A		意※備考	3年 備考	（原則3歳以上）スポンジ、皮12,160円 スポンジ、皮、プラスチック29,400円 ※頻繁に転倒する人
T字状・棒状つえ			7級以上		平衡機能						3年 備考	（原則3歳以上）標準型3,150円 一部夜光材3,580円 全面夜光材4,410円 白、黄ラッカ-3,430円
移動・移乗支援用具			7級以上		平衡機能						8年 60,000円	手すり、スロープ等の設置に住宅改修を伴うものを除く家庭内の移動等に介助を必要とする人（原則3歳以上）
特殊便器	2級以上							療育A		意※備考	8年 151,200円	温水温風を出す取替えに住宅改修を伴うものを除く（原則学齢児以上）※上肢機能に障がいのある難病患者等
火災警報器	2級以上							療育A	意2級以上		8年 15,500円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（1世帯1台のみ）
自動消火器											8年 28,700円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（1世帯1台のみ）※火災の感知・避難が困難な難病患者等

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
でんじちようりき 電磁調理器				2級以上				療育A			ねん 6年 えん 41,000円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)(18歳未満の人は 除く)
ほこうじかんえん 歩行時間延 ちようしんごう き よう 長信号機用 こがたそうしん き 小型送信機				2級以上							ねん 10年 えん 7,000円	(18歳未満の人は除 く)
ちようかくしよう 聴覚障が しゃようおくない 者用屋内 しんごうそうち 信号装置				2級以上							ねん 10年 えん 87,400円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯で必要と認め られる世帯(1世帯 1台のみ)(18歳未満 の人は除く)(サウン ドマスター、聴覚障 がい者用目覚まし時 計、聴覚障がい者用 おくないしんごうとう 屋内信号灯を含む)
とうせきえき 透析液 かおんき 加温器							じん 臓機能3 級以上				ねん 5年 えん 51,500円	自己連続携行式腹膜 灌流法(CAPD) の透析を行う人(1 世帯1台のみ)(原則 3歳以上)
ネブライザ ー きゆうにゆうき (吸入器)							意 (呼吸器機能) 3級以上			意 呼吸器機能に障がいのある人	ねん 5年 えん 36,000円	呼吸器機能障がい 3級以上と同等程 度の身体障がい者も 対象(電気式たん吸 引器ネブライザー 両 用器との併給不可)
でんきしき 電気式たん きゆういんき 吸引器											ねん 5年 えん 56,400円	
でんきしき 電気式たん きゆういんき 吸引器ネブ ライザー りようようき 両用器											ねん 5年 えん 72,450円	呼吸器機能障がい 3級以上と同等程 度の身体障がい者も 対象(ネブライザー または電気式たん吸 引器との併給不可)
さんそ 酸素ボンバ うんばんしゃ 運搬車					ほう 法を行 う人	たくそ 宅酸素 療養	意 医療保 険 における 在宅				ねん 10年 えん 17,000円	
しかくしよう 視覚障がい しゃようたいおんけい 者用体温計 おんせいしき (音声式)				2級以上							ねん 5年 えん 9,000円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)(18歳未満の人は

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病 (全て意)	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
												のぞく)
視覚障がい しゃようたいじゅうけい 者用体重計 おんせいしき (音声式)											5年 18,000円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)
視覚障がい しゃようけつあつけい 者用血圧計 おんせいしき (音声式)											5年 15,000円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)
パルスオキ シメーター (動脈中 さんそほうわど 酸素飽和度 そくていき 測定器)										意 ※備考	5年 157,500 円	※人工呼吸器の装 着を要する人
自家発電機										意 呼吸器機能に障がいのある人	げんそく かい 原則1回 のみ 100,000 円	呼吸器機能障がい 3級以上と同等程 度の身体障がい者も 対象。在宅で人工呼 吸器、ネブライザ 一、電気式たん吸引 器、吸引吸入両用 器、酸素濃縮器、パ ルスオキシメーター を使用している人 (どちらか1台の み)
外部バッテ リー(充電 器及びイン バーター含 む)							意 (呼吸器機能) 3級以上				5年 100,000 円	
けいたいようかいわ 携帯用会話 補助装置	7級以上					音声言語機能					5年 98,800円	発声・発語に著し い障がいのある人 (原則学齢児以上)
じょうほうつうしん 情報通信 支援用具	2級以上			2級以上							5年 100,000 円	障がい者向けのパー ソナルコンピュータ の周辺機器やアプ リケーションソフト
点字ディス プレイ				視覚2級以上 かつ聴覚2級							6年 383,500 円	原則、視覚障がい2 級以上かつ聴覚障 がい2級の重複障 がいの人(18歳未満 の人は除く)

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
点字器				6級以上							7年 ※備考	標準型木製10,400円、プラスチック6,600円、携帯用木製7,200円、プラスチック1,650円
点字タイプライター				2級以上							5年 63,100円	本人が就学・就労又は就労が見込まれる人
点字図書・点字毎日				2級以上							—	事前に登録が必要
聴覚障がい者用通信装置					6級以上	6級以上					5年 30,000円	FAXのみ(複合機は除く)(1世帯1台のみ)必要と認められる人(原則学齢児以上)
聴覚障がい者用情報受信装置					6級以上						6年 88,900円	手話通訳付番組、聴覚障がい者向け災害時緊急情報等を受信し、かつ地上波放送に手話通訳を合成する機能を有する装置(1世帯1台のみ)必要と認められる人
視覚障がい者用拡大読書器				6級以上							8年 198,000円	拡大された画像をモニターに映し出せるもの、又は撮像した活字を音声信号で出せるもの(原則学齢児以上)
視覚障がい者用ポータブルレコーダー				2級以上							6年 音声再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	視覚障がい者用テープレコーダーとの併給不可(原則学齢児以上)
視覚障がい者用活字文書読上げ装置				2級以上							6年 99,800円	コード化した情報をおんせい音声によりおんせい音声により伝える機能を有する装置(18歳未満の人は除く)

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病（全て意）	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
視覚障がい 者用地上デ ジタル対応 ラジオ				2級 以上							6年 29,000円	テレビ音声及び AM/FM放送を受信か つ、災害時の緊急放 送を受信するもの (原則学齢児以上)
視覚障がい 者用IC タグ レコーダー				2級 以上							6年 59,800円	IC タグからその物品 等の情報を音声にて 再生可能なもの (原則学齢児以上)
視覚障がい 者用テーブ レコーダー				2級 以上							5年 23,000円	視覚障がい者用ポー タブルレコーダーと の併給不可 (原則学齢児以上)
視覚障がい 者用時計				2級 以上							10年 10,300円 音声式 13,300円	音声式は、手指の蝕 覚の障がい等で触読 式の使用が困難な人 が対象 ※18歳未満 の人は除く
人工喉頭						喉頭 摘出					5年 70,100円 笛式 5,000円	
紙おむつ等 (おしりふ き用ウェッ トティッシ ュ・紙おむ つ廃棄専用 ゴミ袋含 む)											4月～9月 分10月～ 3月分を 一括交付 (継続申 請は3月 と9月) 12,000円	①治療による軽快 の見込みのないスト ーマ周辺の皮膚の 著しいびらん、ス トーマ変形により装 具を装着できない人 ②先天性疾患（先 天性鎖肛を除く）に 起因する神経障がい による高度の排尿又 は排便機能障がいの 人 ③先天性鎖肛に対 する肛門形成術に起 因する高度の排便機 能障がいの人 ④3歳未満で発症 した脳性まひ等脳原 性運動機能障がいで 排尿又は排便の意思 表示が困難な人

※対象者は備考に記載

種目	上肢・下肢複合	下 肢・ 体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・その他	内部	知的	精神	難病（全て意）	耐用年数 上限額	備考
ストーマ装具（尿路系）						ぼうこう機能				4月～9月分10月～3月分を一括交付 11,639円	継続申請は3月と9月
ストーマ装具（消化器系）						直腸機能				4月～9月分10月～3月分を一括交付 8,858円	継続申請は3月と9月
収尿器		7級以上				ぼうこう機能				1年男性 7,940円 女性 8,760円	排尿のコントロールが困難な人 男性：ラテックス製かゴム製で逆流防止装置つき 女性：耐久性ゴム製かポリエチレン製ゴム管つき
福祉電話（貸与）	必要と認められる人 ン、緊急連絡等 の手段として ユニケースヨ イ者（原則2級 以上）で、コミ ニケーション が困難な身体障 害者又は外出 が困難な者 難聴者又は外 出が困難な者 難聴者又は外 出が困難な者									— 83,300円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（1世帯1台のみ）

住宅改修の範囲 (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	対象者 ・ 下肢または体幹機能障がい3級以上の人 ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)に係る障がい3級以上の人 ・ 住宅改修を伴う特殊便器への取り換えは上肢機能障がい2級以上の人 ・ 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等 (原則学齢児以上)
--	---

せたいかいそうくぶん おう ふたん
世帯階層区分に応じて負担があります。

※障がい者手帳をお持ちの方は、障がい者手帳の資格での申請が優先となります。

しゅもく 種目	たいしやうしゃ 対象者	たいようねんすう 耐用年数・上限額	びこう 備考
とくしゅしんだい 特殊寝台	ね 寝たきりの状態の人	ねん 8年 169,400円 えん	うで あしどう ぐんれん きーぐ 腕、脚等の訓練のできる器具があり、 とうぶ きゃくぶ けいしやかくと こべつ ちやうせつ 頭部、脚部の傾斜角度を個別に調節できるもの
ほこうしえんようぐ 歩行支援用具	かし ふじゆう ひと 下肢が不自由な人	ねん 8年 66,000円 えん	ほこうきどう てんどうよぼう 手すり、スロープ、歩行器等で、転倒予防、 た あ どうさ いどう ほじょ だんさがいしやう 立ち上がり動作、移動の補助、段差解消 等の用具
にゆうよくほじょようぐ 入浴補助用具	にゆうよく かいじょ ひと 入浴に介助を要する人	ねん 8年 99,000円 えん	にゆうよく じ いどう ざい ほじょ ぶくそう 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への にゆうすい ほじょ しょうぐ 入水の補助をする用具
とくしゅにようき 特殊尿器	じりき はいによう ひと 自力で排尿できない人	ねん 5年 73,700円 えん	尿を自動的に吸引するもの
たいいへんかんき 体位変換器	ね 寝たきり状態の人	ねん 5年 16,500円 えん	たいい しょうい へんかん 体位を容易に変換させるもの
しがいせん 紫外線カットクリーム	しがいせん たい ほうぎまぎのう 紫外線に対する防御機能が いちじる かし じんけいしやう 著しく欠けて神経障がい とう お ひと 等を起こすことがある人	— 41,580円 えん	
ネブライザー(吸入器)	こきゆうき のう しょう 呼吸機能に障がいがある ひと 人	ねん 5年 39,600円 えん	
パルスオキシメーター	じんこうこきゆうき そうちゃく かつよう 人工呼吸器の装着が必要 ひと な人	— 173,250円 えん	
くるま 車いす	かし ふじゆう ひと 下肢が不自由な人	ねん 5年 77,440円 えん	
とうぶほごぼう 頭部保護帽	ほうさ ひんぱん てんどう 発作により頻繁に転倒する ひと 人	ねん 3年 13,380円 えん	
でんきしき きゆういんき 電気式たん吸引器	こきゆうき のう しょう 呼吸機能に障がいがある ひと 人	ねん 5年 62,040円 えん	
クールバスト	たいおんちやうせつ いちじる むずか 体温調節が著しく難しい人	— 22,000円 えん	れいきゃく いっていおんど たも バストを冷却し、一定温度に保つ
ストーマ装具(消化器系)	じんこうこうもん ぞうせつ ひと 人工肛門を造設した人	ねんぶん 1年分 113,520円 えん	
ストーマ装具(尿路系)	じんこうぼうこう ぞうせつ ひと 人工膀胱を造設した人	ねんぶん 1年分 149,160円 えん	
じんこうはな 人工鼻	じんこうこきゆうき そうちゃくまた き 人工呼吸器の装着又は気 かんせつかい ひつよう ひと 管切開が必要な人	— 128,700円 えん	